

# 仙台市農業委員会第94回総会議事録

○ 開催日時 令和8年1月29日（木曜日）午後1時30分から午後2時42分

○ 開催場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎6階 農業委員会委員室

○ 出席委員 19人

会 長	1 番 赤間 敬		
会長職務代理者	2 番 嶺岸 若夫		
委 員	3 番 相原 元浩	4 番 阿部 康幸	5 番 大泉 権吾
	6 番 小野寺 潔	7 番 菊地 郁夫	8 番 熊谷 幸夫
	9 番 郷古 雅春	10 番 齋藤 清太	11 番 佐々木 功治
	12 番 柴田 市郎	13 番 庄子 みゆき	14 番 鈴木 可和
	15 番 高橋 勝彦	16 番 高山 真里子	17 番 中嶋 紀世生
	18 番 松原 菊男	19 番 三浦 彰芳	

○ 欠席委員 0人

○ 議事日程

1 開 会

2 あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 議 案

(1) 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定について

(2) 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定について

(3) 第3号議案 農地法第5条許可に関する事業計画変更承認申請に係る処分決定について

(4) 第4号議案 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について

5 協 議

(1) 令和8年度農作業標準料金表について（案）

6 報 告

(1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

(3) 農地法第3条の3の規定（相続等）による届出について

(4) 農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知について

(5) 公共工事に伴う農地転用届出について

(6) 売渡あっせん希望農地一覧表

(7) 令和7年度第5回企画検討委員会会議報告

① 令和7年度認定農業者との意見交換会開催報告

7 そ の 他

(1) 会長報告

(2) 令和7年度農地利用意向調査の結果について

(3) 事務局からの連絡事項

○ 農業委員会事務局職員

事務局長	庄司 泰久	事務課長	櫻井 健二
農地係長	伊藤 秀宣	振興係技師	山下 由理
農地係会計年度任用職員	庄子 尚		

1 開 会	開 会	(午後1時30分)
司会：事務課長	それでは、ただ今から仙台市農業委員会第94回総会を開催いたします。 開会にあたりまして、仙台市農業委員会赤間敬会長から、ごあいさつをお願いします。	
2 会長挨拶	－ 会長 あいさつ －	
司会：事務課長	ありがとうございました。 次に、議長につきましては、仙台市農業委員会会議規則により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の進行は、赤間会長、よろしくお願ひいたします。	
議 長 (赤間会長)	本日は、全員出席ですので、会議は成立しております。	
3 議事録署名 委員の指名		
議 長	次に、議事録署名委員については、7番 菊地 郁夫 委員、8番 熊谷 幸夫 委員を指名いたしますので、よろしくお願ひします。	
議 長	議案に入ります。 第1号議案から第3号議案まで、調査委員会を第一調査委員会が担当し、1月22日に実施しております。調査内容につきましては調査報告書をお配りし、書面での報告といたしますが、調査委員長が指定した案件については、調査委員から口頭報告をいたします。 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定について を上程いたします。 最初に、大泉委員長から調査の結果を報告願ひます。	
大泉第一調査 委員会委員長	第1号議案の調査委員会の結果について報告します。調査は、松原菊男委員、相原元浩委員、郷古雅春委員、高山真里子委員、齋藤清太委員の5名で行いまし	

た。また、該当する地区の農地利用最適化推進委員として、庄子泰昭推進委員、若生宏明推進委員が出席しました。今回の申請は、売買による規模拡大が2件、売買による新規就農が1件、贈与による農業承継が1件、賃貸借による契約切替が2件の合計6件です。調査の結果報告は、番号1番は松原菊男委員から、番号2番は相原元浩委員から、番号3番は郷古雅春委員から、番号4番と5番は高山真里子委員から、番号6番は齋藤清太委員からします。

(書面報告)

(18番松原菊男委員報告)

番号1番は、売買により規模拡大をするものです。令和7年12月12日開催のあっせん会においてあっせんが成立したものです。譲受人は現在、トラクター3台、田植機2台、収穫機1台を所有し、4人で43.63haの農地を耕作しております。なお、申請地には農地中間管理事業による賃借権が設定されておりましたので、農地法第18条第6項の通知(合意解約)が出ております。1月20日に庄子善一農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

(3番相原元浩委員報告)

番号2番は、売買により規模拡大をするものです。譲受人は現在、草刈機1台を所有し、2人で33aの農地を耕作しております。1月15日に庄子泰昭農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

(9番郷古雅春委員報告)

番号3番は、売買により新規就農するものです。譲受人は、耕うん機1台を所有し、今回近隣の畑を取得し、9aの畑にじゃがいも、さつまいも、かぼちゃなどの野菜を栽培し、自家消費する計画です。1月15日に庄子泰昭農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

(16番高山真里子委員報告)

番号4番と5番は、譲受人が同一ですので、一括して報告します。賃貸借に

より契約変更するものです。利用権の契約期間満了に伴い、引き続き農地法第3条許可の賃貸借に契約を変更するものです。譲受人は現在、トラクター2台、田植機1台、収穫機1台を所有し、2人で812aの農地を耕作しております。1月16日に若生宏明農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

(10番齋藤清太委員報告)

番号6番は、贈与により農業承継するものです。譲受人は現在、トラクター1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、5人で94aの農地を耕作しています。1月18日に庄子亮一農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

議長

第1号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等は、ございませんか。

阿部康幸委員  
(番号4番)

番号4番と5番で、「その他(契約切替)」と記載されていて、利用権の契約期間満了に伴い、農地法第3条許可の賃貸借に契約を変更するとのことですが、どういことでしょうか。

高山真里子委員  
(番号16番)

通常ですと、利用権の契約期間満了につき、農地中間管理事業による契約をすることになるのですが、譲渡人が賃借料を「コメで欲しい」という話をされたとのことで、今回は農地法第3条許可申請にて、10年間賃借料を物納(コメ)で支払うという契約をもう一度結び直すことになりました

阿部康幸委員  
(番号4番)

通常は、あまり農地法第3条許可での契約はお勧めしないですね。

事務局農地係長

農業委員会の利用権での契約期間満了を迎える方には、満了を迎える前の年の夏頃に、事務局から契約更新のご案内をお送りしています。その際には、農地中間管理事業での契約をお勧めしております。

ですが、農地中間管理事業での契約につきましては、賃借料の支払いを物納ですることができませんので、「どうしても物納にしたいです。」とご希望があった場合には、農地法第3条許可での契約内容や制限等、ご説明させていただいた上で、受け付けるということになります。

なお、農地法第3条許可の場合ですと、自動更新となる上に、譲受人の方が権利としては非常に強くなるので、譲渡人が「やはり農地を返して欲しい」となったとしても簡単に返してもらえない、という可能性も出てくるのですが、今回につきましては、どうしても「物納（コメ）で欲しい」という譲渡人の希望もあり、このような契約となりました。

議 長

他に何かございますか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がなければ採決します。

第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定については、許可と決定いたします。

(午後1時43分)

議 長

次に、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定についてを上程いたします。

大泉委員長から調査の結果を報告願います。

大泉第一調査  
委員会委員長

第2号議案の調査結果について報告します。調査は、柴田市郎委員、庄子みゆき委員、三浦彰芳委員と私（大泉権吾委員）の4名で行いました。今回の申請は、売買により駐車場に転用するものが1件、売買により資材置場に転用するものが1件の合計2件です。調査の結果報告は、番号1番は柴田市郎委員から、番号2番は庄子みゆき委員からします。

(書面報告)

(12番柴田市郎委員報告)

番号1番は、売買により、駐車場に転用するものです。申請地は、都市計画区域外の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、譲受人が畑341㎡を転用し、駐車場(10台)に180㎡、通路等に161㎡を利用する計画であり、計画面積は適正で恒久転用でなければ目的が達成されないものと判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。なお、許可を得ないで駐車場として使用していることに対して始末書が提出さ

れております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(13番庄子みゆき委員報告)

番号2番は、売買により、資材置場に転用するものです。申請地は、都市計画区域外の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、譲受人が畑553㎡を転用し、資材置場に300㎡、駐車場(2台)に64㎡、通路等に189㎡を利用する計画であり、計画面積は適正で恒久転用でなければ目的が達成されないものと判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議長

第2号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はありませんか。

(異議、意見等なし)

議長

それでは、意見等がなければ採決します。

第2号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手と認めます。よって、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定については、許可と決定いたします。

(午後1時46分)

議長

次に、第3号議案 農地法第5条許可に関する事業計画変更承認申請に係る処分決定についてを上程いたします。

大泉委員長から調査の結果を報告願います。

大泉第一調査  
委員会委員長

第3号議案の調査委員会の結果について報告します。調査は、柴田市郎委員、庄子みゆき委員、三浦彰芳委員と私(大泉権吾委員)の4名で行いました。今回の申請は、作業ヤードに一時転用していたものの事業計画変更承認申請するものが1件です。調査の結果報告は、三浦彰芳委員からします。

(書面報告)

(19 番三浦彰芳委員報告)

番号1番は、賃借権の設定により公共工事の作業ヤードに一時転用していましたが、工期の変更に伴い事業計画変更の承認申請がされたものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。令和7年10月30日付け農地法第5条許可で市発注工事のための作業ヤードに一時転用していましたが、市発注工事の遅延及び増工が発生し、工期の延長が必要となったことから、一時転用の期間を令和8年1月30日までを令和8年3月27日までに変更するものです。(約2ヶ月間延長するもの)。事業面積に変更はなく、用途排水計画や被害防除計画、農地復元計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、承認相当と調査いたしました。

議 長

第3号議案の調査の結果、承認相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はありませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がなければ採決します。

第3号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第3号議案 農地法第5条許可に関する事業計画変更承認申請に係る処分決定については、承認と決定いたします。

(午後1時47分)

議 長

次に、第4号議案 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見についてを上程いたします。

第4号議案については、柴田市郎委員関連、阿部康幸委員、熊谷幸夫委員と私(赤間会長)の案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席することになります。

最初に事務局から内容を説明願います。

事務局農地係長

議案書の4ページから12ページをご覧ください。

第4号議案 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項に基づき宮城県農地中間管理機構から意見及び貸付相手方に関する要件について、確認を求められているもの

です。令和8年3月25日宮城県公告予定分です。総数83件、194筆383,121㎡に係るものです。本計画の内容は、経営面積、従事日数など貸付相手方に関する要件を満たしていることから、12ページに記載の(案)のとおり回答するものです。

議 長

(嶺岸若夫会長  
職務代理人)

83件のうち議事参与の制限に係る案件7件から審議します。  
最初に、私(赤間敬会長)の案件の番号65番を審議することにします。議長を嶺岸若夫会長職務代理人に交代して進めます。それでは、私は退席します。

(赤間会長退席)(議長交替する)

議 長

(嶺岸若夫会長  
職務代理人)

議長が退席しましたので、私が議長となって進めます。  
番号65番について、ご異議・ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

(嶺岸若夫会長  
職務代理人)

質問等がなければ採決します。  
番号65番について、案のとおり回答することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

(嶺岸若夫会長  
職務代理人)

全員挙手と認めます。よって第4号議案農用地利用集積計画(案)に係る意見についての番号65番については、案のとおり回答することに決定します。番号65番が終了しましたので、赤間会長は入室してください。

(赤間会長入室)

議 長

(嶺岸若夫会長  
職務代理人)

赤間会長の案件が終了しましたので、議長を交替します。

(議長交替する)

議 長

(赤間会長)

それでは、引き続き審議を再開します。  
阿部康幸委員の案件、番号22番を審議することにします。阿部康幸委員は退席していただきます。

(阿部康幸委員退席)

議 長

番号22番について、ご異議・ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

質問等がなければ採決します。  
番号 22 番について、案のとおり回答することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって第 4 号議案農用地利用集積計画（案）に係る意見についての番号 22 番については、案のとおり回答することに決定します。

阿部康幸委員の案件（番号 22 番）が終了しましたので、阿部康幸委員は入室してください。

(阿部康幸委員入室)

議 長

次に熊谷幸夫委員の案件、番号 25 番と番号 50 番を審議することにします。  
熊谷幸夫委員は退席していただきます。

(熊谷幸夫委員退席)

議 長

番号 25 番と 50 番について、ご異議・ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

質問等がなければ採決します。  
番号 25 番と 50 番について、案のとおり回答することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって第 4 号議案農用地利用集積計画（案）に係る意見についての番号 25 番と 50 番については、案のとおり回答することに決定します。

熊谷幸夫委員の案件（番号 25 番、50 番）が終了しましたので、熊谷幸夫委員は入室してください。

(熊谷幸夫委員入室)

議 長

次に柴田市郎委員関連の案件、番号 2 番、24 番、55 番を審議することにします。  
柴田市郎委員は退席していただきます。

(柴田市郎委員退席)

議 長

番号 2 番、24 番、55 番について、ご異議・ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

質問等がなければ採決します。  
番号2番、24番、55番について、案のとおり回答することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって第4号議案農用地利用集積計画(案)に係る意見についての番号2番、24番、55番については、案のとおり回答することに決定します。

柴田市郎委員関連の案件(番号2番、24番、55番)が終了しましたので、柴田市郎委員は入室してください。

(柴田市郎委員入室)

議 長

次に、議事参与の制限以外の残り76件(2番、22番、24番、25番、50番、55番、65番の7件を除く)について審議することにします。

ご異議・ご意見等はありませんか。

(質問、意見等なし)

議 長

質問等がなければ採決します。76件について、案のとおり回答することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第4号議案農用地利用集積計画(案)に係る意見についての76件(2番、22番、24番、25番、50番、55番、65番の7件を除く)については、案のとおり回答することに決定します。

(午後1時57分)

議 長

続きまして、協議に入ります。  
(1)「令和8年度農作業標準料金表(案)について」を、阿部企画検討委員会委員長から説明願います。

阿部企画検討  
委員会委員長

— 協議 —

(1)「令和8年度農作業標準料金表(案)について」

議 長

ご異議・ご意見等はありませんか。

(異議・意見等なし)

議 長

異議がなければ、(1)「令和8年度農作業標準料金表(案)について」は、承認といたします。

(午後2時00分)

議 長

続きまして、報告事項に入ります。まず農地関係から報告します。

(1)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出から(6)売渡あっせん希望農地一覧表について までを事務局から報告願います。なお、質問については説明後、一括して受けます。

事務局農地係長

それでは、報告いたします。別紙報告書をご覧ください。

(1)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出については、1ページに記載のとおり2件の届出がありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(2)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については、2ページから3ページに記載のとおり7件の届出がありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(3)農地法第3条の3の規定(相続等)による届出については、4ページから5ページに記載のとおり7件の届出がありました。すべて遺産分割による相続となっており、事務局長専決により受理しております。(4)農地法第18条第6項の規定(合意解約)については、6ページに記載のとおり8件ありました。(5)公共工事に伴う農地転用届出については、7ページに記載のとおり2件ありました。(6)売渡あっせん希望農地一覧表については、新規のあっせん申出が2件ありましたので一覧表を修正しております。あっせんの掘り起こしをよろしく願いいたします。

農地関連の報告事項は、以上でございます。

議 長

報告事項(1)から(6)までについて、ご質問等はございませんか。

(質問等なし)

議 長

質問がないようですので、次に、(7)「令和7年度第5回企画検討委員会会議報告」の内「①令和7年度認定農業者との意見交換会開催報告」を、阿部企画検討委員会委員長から報告願います。

阿部企画検討  
委員会委員長

— 報告 —

(7)「令和7年度第5回企画検討委員会会議報告

①令和7年度認定農業者との意見交換会開催報告」

報告事項(7)について、ご質問等はございませんか。

議 長

	(質問等なし)
議 長	質問等がないようですので、以上で報告事項を終了いたします。 (午後2時12分)
議 長	続きまして、その他に入ります。 (1)会長報告は、私(赤間 敬 会長)からいたします。 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料3</span> をお開き下さい。
会 長	— その他 — (1)「会長報告」
議 長	ご質問等はございますか。
	(質問等なし)
議 長	質問等がないようですので、次に(2)「農地利用意向調査の結果について」を、事務局から説明願います。
事務局農地係長	— その他 — (2)「農地利用意向調査の結果について」
議 長	ご質問等はございますか。
	(質問等なし)
議 長	質問等がないようですので、次に(3)「事務局からの連絡事項」を、説明願います。
事務局振興係	— その他 — (3)「事務局からの連絡事項」 1 令和8年度総会等会議の開催予定 2 令和8年2月～3月の予定表 3 他都市農業委員会だより等(石巻市、広島市、農政時流)
議 長	ここまでの説明について、ご質問等はございませんか。
	(質問等なし)
議 長	質問等がないようですので、その他について終了いたします。 他に何かございますか。 なければ、以上で議事の一切を終了いたします。

司会：事務課長

嶺岸会長職務  
代理者

それでは、閉会のあいさつを嶺岸若夫会長職務代理者からお願いします。

以上をもちまして、仙台市農業委員会第94回総会を閉会します。

閉 会

(午後2時42分)